

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則(令和 2 年北海道規則第 94 号)第 5 条第 1 項第 1 号に掲げるたこ漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月16日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
たこかご漁業(やなぎだこ)	日高振興局管内沖合海域	次の線を順次結んだ線以東、幌泉・広尾両郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から 106 度 30 分の線以西の海域。ただし、たこ漁業の共同漁業権漁場区域を除く。 ア 勇払・沙流両郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点と勇払・沙流両郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から 206 度 55 分 27,000 メートルの点を結んだ線 イ 勇払・沙流両郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から 206 度 55 分 27,000 メートルの点から正南の線	毎年、3 月 1 日から 10 月 31 日まで	48 隻	20 トン未満	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ えびかご漁業(日高振興局管内沖合海域)の許可等を有する者	令和 4 年 12 月 19 日から令和 5 年 1 月 18 日まで 1. 許可の有効期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までとする。なお、北海道漁業調整規則第 8 条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から 1 に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかご数は、えびかご漁業に使用するかごと兼用するものとし、かご数は 800 個以内でなければならない。 (3) 使用するかごの網目は、10 節(結節から結節までの長さ 17 ミリメートル)以上の大きさでなければならない。 (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (5) 次に掲げるかに、つぶ類及びみずだこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長 8 センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅 8 センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに (6) 7 月 11 日から 9 月 20 日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。